

第5期

平成23年3月1日 ▶ 平成24年2月29日

定時株主総会 招集ご通知

開催日 平成24年5月24日 (木)

開催場所 ニューピアホール
東京都港区海岸一丁目11番1号

目次

第5期定時株主総会招集ご通知	…… 1
----------------	------

(第5期定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

1.企業集団の現況に関する事項	…… 2
2.会社の株式に関する事項	…… 11
3.会社の新株予約権等に関する事項	…… 12
4.会社役員に関する事項	…… 17
5.会計監査人に関する事項	…… 20
6.会社の体制及び方針	…… 20

連結計算書類	…… 26
--------	-------

計算書類	…… 36
------	-------

監査報告書	…… 42
-------	-------

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件	…… 46
-----------------	-------

第2号議案 平成23年度役員賞与支給の件	…… 49
----------------------	-------

議決権行使についてのご案内	…… 50
---------------	-------

第5期定時株主総会会場のご案内	… 末尾
-----------------	------



代表取締役会長
兼最高経営責任者
奥田 務

代表取締役社長
茶村 俊一

第5期定時株主総会を平成24年5月24日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
当社の事業の現況と課題及び株主総会の議案につき、ご説明申しあげますので、ご高覧賜りますよう、お願い申しあげます。

J.フロント リテイリング グループ 基本理念

- 私たちは、時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超えるご満足の実現を目指します。
- 私たちは、公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。

当社の概要

〈平成24年2月29日現在〉

商号：J.フロント リテイリング株式会社
本社所在地：東京都中央区銀座六丁目10番1号
設立：平成19年9月3日
事業内容：百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付帯する業務

資本金：300億円
発行可能株式総数：2,000,000,000株
発行済株式の総数：536,238,328株



JFRのシンボルについて

日の丸をモチーフにした円形の中に、社名「J.フロント リテイリング」の頭文字「JFR」で富士山を描きました。百貨店事業を核に、質量ともに日本を代表する小売業のリーディングカンパニーを目指す強い意志を表現しています。

株主の皆さまへ

東京都中央区銀座六丁目10番1号

J.フロントリテイリング株式会社

代表取締役社長 茶村 俊一

第5期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり第5期定時株主総会を開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年5月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピアホール
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 1. 第5期（平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第5期連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 平成23年度役員賞与支給の件
4. 招集にあたっての決定事項
50頁から51頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- * 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、いずれの場合でも、平成24年5月23日（水曜日）18時までに到着するよう、お手続きいただきたく、お願い申し上げます。（50頁から51頁の【議決権行使についてのご案内】を併せてご覧ください。）
- * 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.j-front-retailing.com/>）に掲載させていただきます。

===== 大阪・名古屋の中継会場にご来場の株主さまへ =====

大阪・名古屋の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場にご来場の場合は、議決権行使書もしくはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、入場票を中継会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

■ ■ ■ 事業報告 (平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ後、生産が回復するなど、持ち直しの動きが見られましたものの、欧州債務問題の長期化や円高の進行の影響などもあり、先行き不透明感が強い状況のうちに推移いたしました。

百貨店業界では、震災による影響で3月に売上高が大きく落ち込みました。その後、クールビズ関連商品の需要の高まりや、自粛ムードが和らぐにつれて高額商品にも動きが見られるなど、徐々に持ち直したものの、総じて前年実績を下回る状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、震災による影響を最小限に止めるとともに、将来にわたるグループの成長・発展に向け、「百貨店事業の競争力向上」と「グループ全体の成長力強化」に取り組みました。

百貨店事業におきましては、「新百貨店モデル」の確立を目指し、従来の百貨店の枠にとらわれない、マーケット変化に即応した新しい店づくりを進めるとともに、高効率で生産性の高い店舗運営体制の構築に取り組み、現状における集大成として4月に大丸梅田店を全館増床グランドオープンいたしました。また、将来の経営基盤強化に向け、大丸東京店第Ⅱ期増床計画を推進するとともに、松坂屋銀座店を含む銀座六丁目地区再開発計画については、東京都の都市計画決定を受けるなど、実現に向けて大きく前進いたしました。一方で、博多大丸長崎店は、7月末をもって営業を終了いたしました。

グループ全体の成長力強化に向けては、複数の

事業を展開するマルチテイラーとしての発展を目指し、昨年3月に雑貨小売業「プラザ」などを展開する株式会社スタイリングライフ・ホールディングスを、本年3月には都市型商業施設の開発・運営において優れた事業ノウハウを有する株式会社パルコを、それぞれ持分法適用関連会社化いたしました。また、海外市場への事業展開に向けた基盤整備として、株式会社スタイリングライフ・ホールディングスと共同で、同社の「プラザ」事業をアジア地域において進めることとし、まずは台湾での出店を決定したほか、卸売事業の大丸興業ではタイに現地法人を設立いたしました。このほかにもウェブ通販事業の強化に向け、グループ内通販事業を再編・統合し、新たにJFRオンラインとして3月にスタートさせました。また、旧横浜松坂屋の跡地に、商業デベロッパーの大丸コム開発が手がけるショッピングセンター「カトレヤプラザ伊勢佐木」を2月にオープンさせました。

一方、高コスト構造からの脱却と生産性の向上をはかるため、グループ全体で組織・要員構造改革を推進いたしました。また、一層の経費の効率化に向け、電気使用量の削減やLED照明機器の導入による節電対策、施設の集約化など、グループをあげて推進いたしました。加えて、グループ各社において事業継続計画を整備するなど、災害対策の強化を進めてまいりました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、当期の連結業績の売上高は0.9%減の9,414億15百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の圧縮により、営業利益は6.3%増の215億94百万円、経常利益は8.8%増の229億41百万円となりました。

また、特別利益として固定資産売却益などを計上いたしました一方、特別損失として資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額、投資有価証券評価損、売場改装等に伴う固定資産処分損などを計上いたしました。さらに、法人税率引下げに伴う繰延税金負債の取り崩しにより、法人税等調整額が大幅に減少したため、当期純利益は112.2%増の188億4百万円となりました。

なお、期末配当金につきましては、1株につき4円50銭とさせていただきます。

これにより中間配当を加えた年間配当金は8円となります。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

■百貨店事業

当事業では、構造的課題である「マーケット対応力の弱さ」と「高コスト・低収益構造」を克服するため、「新百貨店モデル」の確立に取り組みました。

4月に増床オープンした大丸梅田店では、顧客層の拡大をはかるためヤングレディースファッションの「うふふガールズ」、婦人靴売場「シンデレラアベニュー」、婦人肌着売場「オー・ランジェリーゼ」などターゲットやコンセプトを明確にした「スペシャリティーゾーン」を導入するとともに、「東急ハンズ」などの大型テナントを多数導入することによって、入店客数の大幅な増加を実現しました。さらに同店では、増床により売場面積を拡大しながら、従来を大幅に下回る人員での店舗運営を実現し、さらなる高効率運営体制を構築しました。

このほか、大丸札幌店に全社で6店目となる「うふふガールズ」を、大丸京都店にシニア女性のためのファッションと雑貨の売場「マダムセレクション」を導入したほか、松坂屋名古屋店や大

丸心斎橋店など基幹6店舗において、アラウンド40女性をターゲットにした婦人服自主編集売場「シーズンメッセージ」を再構築するなど、幅広い顧客に向け品揃えを強化しました。

また、9月に本社の営業部門を従来の婦人服・紳士服といった商品分類別の組織から、「自主事業統括部」と「ショップ運営統括部」に再編しました。「自主事業統括部」は、仕入から販売、損益管理までを一体的に統括する事業運営型の組織として自主編集売場の売上拡大と収益力強化をはかってまいります。一方、「ショップ運営統括部」では、従来の婦人・紳士といった商品分類の枠を超えた部門横断型の組織として今までにない新しい売場づくりを推進してまいります。

あわせて、より効率的な店舗運営を推進するため、大阪地区に続いて首都圏店舗の後方事務部門をそれぞれの地区単位で統合・再編しました。

販売促進活動では、全店でクールビズや節電対策商品の提案や、春と秋に開催した「サンクスフェスティバル」、「松坂屋創業400周年記念大創業祭」など、話題性の高い企画を実施しました。また、インターネットや携帯電話メールを活用した「デジタル販促」に積極的に取り組んだほか、カード会員拡大による固定客づくりも引き続き重要課題と捉え強力で推進しました。

以上のような施策に取り組みました結果、当事業の売上高は、震災の影響に加え、平成22年8月の松坂屋名古屋駅店や7月の博多大丸長崎店の閉鎖の影響もあり、0.1%減の7,369億22百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の削減に取り組みました結果、営業利益は6.3%増の145億77百万円となりました。

■スーパーマーケット事業

ピーコックストアは、地域に密着した高質食品スーパーマーケットを目指し、食の安全・安心に加え、値ごろ感のあるオリジナル商品を拡充する

など消費者の価格志向にも対応した品揃えの強化に努めました。また、競争力を強化するため、ニッケコルトンプラザ店（千葉県市川市）、トルナーレ日本橋浜町店（東京都中央区）などの店舗改装を実施し、さらに営業力の強化とローコスト化をはかるため、本年3月、情報システムを刷新しました。

しかしながら、地域マーケットの競争激化や3店舗を閉鎖した影響もあり、売上高は4.9%減の1,126億27百万円となりましたが、粗利益率の向上と経費の削減に努めました結果、営業利益は57.3%増の4億44百万円となりました。

■卸売事業

大丸興業は、食品や化学品分野における取扱い品目の充実、フィッシング事業やリテール事業（百貨店売場運営受託）などの強化に加え、中国やアセアン諸国を中心に海外での商材調達や現地での販路拡大に取り組みました。しかしながら、震災の影響に加え、国内の市場環境は依然厳し

く、売上高は6.4%減の509億54百万円、営業利益は29.1%減の15億85百万円となりました。

■クレジット事業

JFRカードは、カードの即時発行により新規会員開拓を推進する一方、優待サービスの充実や決済の多様化により利便性を高めることで加盟店でのカード利用促進に取り組みました。その結果、売上高は4.2%増の82億23百万円、営業利益は21.9%増の22億81百万円となりました。

■その他事業

その他事業では、人材派遣業ディンプルにおいて販売関連の受託業務が拡大した一方で、J.フロント建装において大型受注が減少したこともあり、売上高は3.9%減の817億98百万円となりましたが、各社の販売費及び一般管理費の削減によって営業利益は11.8%増の26億74百万円となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高、営業利益

(単位：百万円)

事業セグメント	第4期 (平成22年度)				第5期〔当期〕 (平成23年度)			
	売上高		営業利益		売上高		営業利益	
	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比
百貨店事業	738,003	77.7%	13,719	67.5%	736,922	78.3%	14,577	67.5%
スーパーマーケット事業	118,462	12.5	282	1.4	112,627	12.0	444	2.1
卸売事業	54,445	5.7	2,235	11.0	50,954	5.4	1,585	7.3
クレジット事業	7,888	0.8	1,871	9.2	8,223	0.9	2,281	10.6
その他事業	85,131	9.0	2,392	11.8	81,798	8.7	2,674	12.4
調整額	△53,828	△5.7	△178	△0.9	△49,111	△5.3	32	0.1
合計	950,102	100.0	20,323	100.0	941,415	100.0	21,594	100.0

- (注) 1. 当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。
 2. 従来「その他事業」に含めておりました「クレジット事業」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。
 なお、第4期の事業セグメントの数値は、当連結会計年度において用いた事業区分の方法により変更しております。

百貨店事業の商品別及び会社別、店別売上高は次のとおりであります。

百貨店事業の商品別売上高 (単位：百万円)

商品別	金額	構成比	対前期増減率
		%	%
紳士服・洋品	52,508	7.1	△0.1
婦人服・洋品	212,387	28.8	△1.3
子供服・洋品	15,936	2.2	2.8
呉服・寝具・その他衣料	13,661	1.9	△7.0
身回品	78,977	10.7	0.8
家具	9,955	1.3	△2.4
家電	1,478	0.2	△17.7
家庭用品	26,475	3.6	3.9
食料品	188,321	25.6	△0.6
食堂喫茶	23,423	3.2	8.4
雑貨	79,945	10.8	0.6
サービス	2,974	0.4	△15.5
その他	30,878	4.2	2.0
合計	736,922	100.0	△0.1

百貨店事業の会社別、店別売上高 (単位：百万円)

会社別、店別	金額	構成比	対前期増減率	
		%	%	
株式会社 大丸 大丸松坂屋百貨店	大阪・心齋橋店	83,944	11.4	△5.0
	大阪・梅田店	61,781	8.4	65.7
	東京店	47,167	6.4	△5.3
	ららぽーと横浜店	4,097	0.5	8.1
	浦和パルコ店	4,095	0.5	0.8
	京都店	68,486	9.3	△1.1
	山科店	4,428	0.6	△9.1
	神戸店	78,796	10.7	△2.0
	新長田店	5,315	0.7	△1.6
	須磨店	10,008	1.4	△1.8
	芦屋店	7,854	1.1	△0.2
	札幌店	56,213	7.6	3.1
	小計	432,190	58.6	4.0
	株式会社 松坂屋	名古屋店	111,102	15.1
上野店		49,016	6.6	△0.7
静岡店		22,633	3.1	△1.5
銀座店		10,211	1.4	△16.3
高槻店		10,012	1.4	△0.7
豊田店		8,363	1.1	2.1
小計		211,340	28.7	△5.0
小計	643,530	87.3	0.8	
株式会社博多大丸	60,714	8.2	△8.9	
株式会社下関大丸	17,974	2.5	△1.0	
株式会社高知大丸	14,703	2.0	△1.5	
合計	736,922	100.0	△0.1	

(2)設備投資の状況

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当連結会計年度中における設備投資の総額は、192億46百万円であります。主なものは、百貨店事業では、大丸梅田店の増床関連工事97億8百万円（平成23年4月19日全館増床オープン）、複合ビル「クロス銀座」建設工事21億11百万円（平成23年9月13日竣工）などであります。また、その他事業では、大丸コム開発の「カトレヤプラザ伊勢佐木」建設工事11億64百万円（平成24年2月8日オープン）などあります。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当連結会計年度末における継続中の主要設備の新設、拡充の主なものは、百貨店事業では、大丸東京店第Ⅱ期増床関連工事、松坂屋名古屋店及び大丸神戸店の大規模改装工事などあります。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4)対処すべき課題

今後につきましては、東日本大震災からの復興需要が本格化すると見られる一方、欧州債務問題による海外景気の下振れが懸念されるなど、景気は依然として先行き不透明な状況が続くものと思われま。また、流通業界は業際を超えた競合がますます激化し、当社を取り巻く環境はさらに厳しさを増すものと予想されます。

こうした極めて厳しい経営環境に対処するため、当社グループは、百貨店事業の競争力向上と成長分野への取り組みを一層強化してまいります。

百貨店事業の競争力向上につきましては、業態革新を目指す「新百貨店モデル」の確立を加速させ、幅広い顧客層に支持される魅力的な店舗を創造するとともに、生産性の高い店舗運営体制の構築により収益性の高いビジネスモデルを実現してまいります。特に本年度は、増床オープンする大丸東京店や大規模改装を行う松坂屋名古屋店、大丸神戸店などで「新百貨店モデル」をさらに進化させてまいります。

グループ全体での成長分野への取り組みにつきましては、株式会社パルコとの連携を深め、相乗効果発揮に向けた取り組みを進めていくほか、来年春、海外1号店の開業を目指す「プラザ」事業や現地法人を新設した大丸興業など、海外市場に

おける事業展開の拡大にも取り組んでまいります。さらに、物販事業に限定せず、サービス分野やウェブ分野など、今後成長の見込めるマーケットへの取り組みを強化するとともに、M&Aやアライアンスも積極的に行ってまいります。また、銀座六丁目地区再開発計画につきましては、情報発信をリードする世界の銀座にふさわしい商業施設の実現を目指してまいります。

加えて、グループレベルで組織・要員構造の改革や経費の削減を推進し、人的生産性をはじめとする経営効率の向上に取り組んでまいります。

当社グループは、価値観やライフスタイルが激変する大変革期にあって、従来の発想や枠組みを超えて革新に挑戦することで、グループ全体の成長・発展と企業価値の持続的な拡大に向けて取り組んでまいります。

今後とも広く社会に信頼される企業を目指しコンプライアンス重視の経営を推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

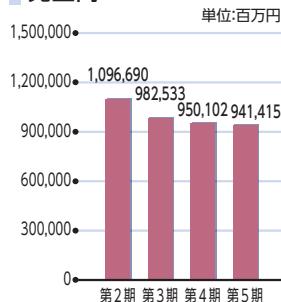
(5)財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

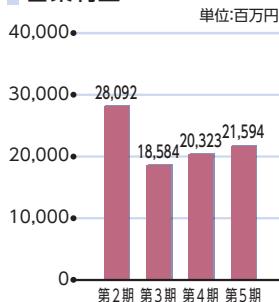
(単位：百万円)

区 分	第2期 (平成20年度)	第3期 (平成21年度)	第4期 (平成22年度)	第5期〔当期〕 (平成23年度)
売上高	1,096,690	982,533	950,102	941,415
営業利益	28,092	18,584	20,323	21,594
経常利益	28,289	19,966	21,092	22,941
当期純利益	7,170	8,167	8,862	18,804
1株当たり当期純利益	13円56銭	15円45銭	16円76銭	35円57銭
総資産	776,616	804,534	775,029	767,543
純資産	316,268	323,506	327,242	342,561

売上高



営業利益



経常利益



当期純利益



②当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第2期 (平成20年度)	第3期 (平成21年度)	第4期 (平成22年度)	第5期〔当期〕 (平成23年度)
売上高	12,677	12,437	6,502	7,144
営業利益	6,698	7,010	4,353	4,907
経常利益	6,570	6,994	4,342	4,871
当期純利益	6,440	7,048	4,203	4,745
1株当たり当期純利益	12円18銭	13円33銭	7円95銭	8円97銭
総資産	281,491	286,603	284,001	322,295
純資産	279,762	284,925	283,551	284,584

(6)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社大丸松坂屋百貨店	10,000	100.0	百貨店業
株式会社博多大丸	3,037	69.9	百貨店業
株式会社下関大丸	480	100.0	百貨店業
株式会社高知大丸	300	100.0	百貨店業
株式会社今治大丸	300	100.0	百貨店業
株式会社ピーコックストア	2,550	100.0	スーパーマーケット業
大丸興業株式会社	1,800	100.0	物品卸売業・輸出入業
大丸興業国際貿易(上海)有限公司	2百万米ドル	100.0	輸出入業
大丸興業(タイランド)株式会社	102百万タイバーツ	99.9	輸出入業
JFRカード株式会社	100	100.0	クレジット業
株式会社J.フロント建装	100	100.0	建装工事請負業・家具製造販売業
株式会社JFRオンライン	100	100.0	通信販売業
株式会社ディンプル	90	100.0	人材派遣業
株式会社J.フロントフーズ	100	100.0	飲食店業
株式会社大丸コム開発	50	100.0	不動産賃貸業・テナント業
株式会社消費科学研究所	450	100.0	商品試験業・品質管理業
株式会社JFR情報センター	10	100.0	情報サービス業
株式会社JFRオフィスサポート	100	100.0	事務処理業務受託業
株式会社JFRサービス	100	100.0	リース業・駐車場管理業
株式会社JFRコンサルティング	100	100.0	コンサルティング業
株式会社セントラルパークビル	100	100.0	駐車場業・不動産賃貸業
株式会社エンゼルパーク	400	50.2	駐車場業
株式会社大丸松坂屋友の会	100	100.0	前払式特定取引業

- (注) 1. 株式会社大丸ホームショッピングは平成23年3月1日付で株式会社大丸松坂屋百貨店より分割した通信販売事業の一部を承継しております。また、同日をもって社名を株式会社JFRオンラインに変更しております。
2. 大丸興業国際貿易(上海)有限公司は重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
3. 平成24年1月4日付で大丸興業(タイランド)株式会社を新たに設立いたしました。
4. 株式会社今治大丸は平成21年2月28日に解散し、現在清算中であります。
5. 株式会社セントラルパークビルは平成24年2月29日に解散し、現在清算中であります。

(7)主要な事業内容

百貨店業、スーパーマーケット業、卸売業、クレジット業及びその他の事業として建装工事請負業、通信販売業等

(10) 主要な借入先

企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額	借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	30,220	株式会社日本政策投資銀行	7,924
株式会社三井住友銀行	11,840	株式会社りそな銀行	5,290
株式会社みずほ銀行	8,310	農林中央金庫	3,320

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社は、平成23年3月30日付及び平成23年4月28日付で株式会社スタイリングライフ・ホールディングス株式の49.0% (73,500株) を取得し、持分法適用関連会社としております。
- ②当社は、平成24年3月23日付で株式会社パルコ株式の33.22% (27,400千株) を取得し、持分法適用関連会社としております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 2,000,000,000株
- (2)発行済株式の総数 536,238,328株
- (3)株主数 73,894名
- (4)大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,843 千株	6.02 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	30,965	5.85
日本生命保険相互会社	28,906	5.46
J.フロント リテイリング共栄持株会	15,225	2.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	14,291	2.70
第一生命保険株式会社	11,564	2.18
東京海上日動火災保険株式会社	8,369	1.58
J.フロント リテイリング従業員持株会	7,909	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	6,409	1.21
ラボバンクネーダールランド東京支店	5,940	1.12

(注) 持株比率は、自己株式 (7,436千株) を控除して計算しております。

3.会社の新株予約権等に関する事項

(1)当事業年度末日において当社役員等が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

J.フロント リテイリング株式会社第5回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

①新株予約権を保有する者の区分、人数（新株予約権の目的となる株式の数）

当社取締役（社外取締役を除く）	1名（17,000株）
当社社外取締役	1名（2,000株）

②新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり635,000円（株式1株当たり635円）

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり1,000円（1株当たり1円）

⑤新株予約権の行使期間

平成19年9月3日から平成38年7月14日まで

⑥新株予約権の主な行使条件

- イ. 新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員いずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
- ロ. 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ハ. 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員いずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- ニ. 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

⑦新株予約権の主な取得条項

特に定めない。

⑧新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨有利な条件の内容

該当事項はない。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等に関する重要な事項

① J.フロント リテイリング株式会社第1回新株予約権（※平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
75個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 105,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり404円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成24年5月23日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

② J.フロント リテイリング株式会社第2回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
50個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 70,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり317円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成25年5月22日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

③ J.フロント リテイリング株式会社第3回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
220個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 308,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり699円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成26年5月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

④ J.フロント リテイリング株式会社第4回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
240個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 336,000株（新株予約権1個につき1,400株）

- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり691円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成27年5月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員との地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員との地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

⑤ J.フロント リテイリング株式会社第6回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
300個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 300,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり794円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月15日から平成24年7月14日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役) 兼最高経営責任者	奥田 務	株式会社大阪証券取引所社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役
取締役社長 (代表取締役)	茶村 俊一	
取締役	山本 良一	株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長
取締役兼 常務執行役員	塚田 博人	経営計画事業統括部長
取締役兼 常務執行役員	林 俊保	業務統括部長 株式会社白洋舎社外取締役
取締役	高山 剛	大同特殊鋼株式会社相談役
取締役	竹内 功夫	オーミケンシ株式会社社外取締役
監査役	鶴田 六郎	弁護士 TPR株式会社社外取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査役
監査役	野村 明雄	大阪瓦斯株式会社相談役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役 塩野義製薬株式会社社外取締役 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役
監査役	夏目 和良	中部日本放送株式会社代表取締役会長 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役
監査役(常勤)	荒井 健治	
監査役(常勤)	西浜 確	

- (注) 1. 取締役高山剛、竹内功夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鶴田六郎、野村明雄、夏目和良の3氏は、社外監査役であります。

(ご参考)

○平成24年2月29日現在の執行役員は次のとおりであります。

(取締役の兼務者を除く)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	斎藤 賀大	経営計画事業統括部部長経営企画担当
執行役員	阪下 正敏	経営計画事業統括部部長グループシステム戦略担当 兼株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員業務本部システム企画部長 兼株式会社JFR情報センター代表取締役社長
執行役員	松田 伸治	経営計画事業統括部部長開発事業担当
執行役員	清水 三樹夫	経営計画事業統括部部長関連事業担当
執行役員	平山 誠一郎	経営計画事業統括部グループ組織要員政策担当 兼大丸松坂屋百貨店執行役員業務本部人事部長
執行役員	小澤 雅	業務統括部財務部長
執行役員	樋口 雅一	株式会社ピーコックストア代表取締役社長
執行役員	榎本 朋彦	株式会社JFRオンライン代表取締役社長

(2)取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取締役	7名	227百万円
(うち社外取締役)	(2)	(22)
監査役	9	60
(うち社外監査役)	(5)	(21)
計	16	287

- (注) 1. 支給人員及び報酬等の総額には、平成23年5月26日開催の第4期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役4名を含んでおります。
2. 報酬等の総額には、第5期定時株主総会において決議予定の役員賞与50百万円を含めております。
3. 上記のほか、当事業年度において、社外監査役が当社子会社から受けた報酬等の総額は5百万円であります。
4. 平成20年5月定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額50百万円であります。
5. 平成20年5月定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額7百万円であります。

(3)各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内容の概要

社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、1年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みを採っております。

(4)社外役員に関する事項

<社外取締役>

		高山 剛	竹内 功夫
ア.	重要な兼職の状況	大同特殊鋼株式会社相談役	オーミケンシ株式会社社外取締役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
イ.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会15回のうち、14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験・知見に基づき、大所高所から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、第三者の立場から経営意思決定に対し、適宜質問し、意見を述べております。
エ.	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 社外取締役高山剛氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

<社外監査役>

		鶴田 六郎	野村 明雄	夏目 和良
ア.	重要な兼職の状況	弁護士 TPR株式会社社外取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査役	大阪瓦斯株式会社相談役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役 塩野義製薬株式会社社外取締役 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役	中部日本放送株式会社代表取締役会長 株式会社大丸松坂屋百貨店社外監査役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
イ.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会15回のうち、14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	当社監査役就任後、当事業年度開催の取締役会12回のうち、11回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当社監査役就任後、当事業年度開催の監査役会11回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	当社監査役就任後、当事業年度開催の取締役会12回のうち、11回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当社監査役就任後、当事業年度開催の監査役会11回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
エ.	責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 上記の社外監査役3氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

5.会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2)会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	87百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	195百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記金額には、非監査業務に係る報酬12百万円を含めて記載しております。

(3)非監査業務の内容

国際会計基準（IFRS）への移行等に係るコンサルティング業務

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由に該当し、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じ、これらにより当該会計監査人の解任もしくは不再任が相当であると判断されるに至ったときは、監査役会においては、監査役全員の同意による会計監査人の解任を行うか、あるいは解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることを取締役会へ請求することについて審議され、また取締役会においては、監査役会の意見を踏まえ、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることについて審議いたします。

6.会社の体制及び方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1)コーポレートガバナンス

- ①経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。
- ②取締役会の意思決定、監視行為等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役を置く。
- ③監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
- ④有識経験者であり、客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、監査機能を強化する。

- ⑤取締役会、監査役会の他、以下の会議体を運営する。

グループ経営会議

(社内取締役で構成し、常勤監査役の出席を求め、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策について審議・決定する。)

グループ戦略会議

(社内取締役で構成し、グループ経営に関する重要課題についての論議と方向付けを行う。)

グループ業績・戦略検討会

(社内取締役等で構成し、グループ業績及び関連する重要課題の論議、フォロー等を行う。)

グループ連絡会

(社内取締役等で構成し、グループ各社間の重要案件の情報共有等を行う。)

関連事業社長会議、SS事業社長会議

(百貨店を除くグループ各社の業績進捗確認と課題の確認及び情報共有を行う。)

- ⑥経営計画事業統括部、業務統括部を設置し、組織の役割・責任・権限の明確化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図る。

(2)コンプライアンス

- ①グループの全役員・従業員に対して「JFRグループ理念」、「JFRグループ コンプライアンスマニュアル」を浸透させる。
- ②コンプライアンス経営に係る取締役会の諮問機関として、最高経営責任者（CEO）を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。
- ③グループ各社にコンプライアンス推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行う。
- ④コンプライアンス委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等の基盤整備に努めるとともに、各社コンプライアンス推進担当部門を通じた定期的な階層別コンプライアンス教育によりグループ全社に法令及び社内ルールを遵守する体制を強化する。なお、社内規程、マニュアル等はイントラネットに掲載することで、全役員・従業員がいつでも閲覧、確認できることとする。
- ⑤コンプライアンス委員会は、グループ各社のコンプライアンス推進担当者から各所管のコンプライアンス状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとり、再発防止策を策定、これを実施させる。
- ⑥社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ⑦内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の業務監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。なお、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

(3)財務報告の適正性確保のための体制

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

II. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ①事業運営上のリスクについては、社長及び統括部長を統括責任者として、部門に即したリスクの評価・管理を行い、重要なリスクについては管理状況を取締役会に定期的に報告する。
- ②認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、グループ戦略会議に監査役の出席を求め対応方針を審議・決定し、各所管部門がこれを実行することで、リスクの発生を防止する。
- ③大規模な地震、火災、事故等の有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

III. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ①取締役の職務の執行に係る以下の文書については、文書管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。
 - 1) 株主総会議事録と関連資料
 - 2) 取締役会議事録と関連資料
 - 3) 稟議書、申請書、報告書
 - 4) 財務報告に係る関係書類
- ②取締役が主宰する会議体の議事録と関連資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部門が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ①当社グループの経営組織として経営計画事業統括部と業務統括部を置き、統括部長には取締役が就くこととし、これをもって、取締役会の意思決定事項を執行役員に伝わりやすくし、迅速な業務執行を行う。
- ②最高経営責任者（CEO）、社長、及び統括部長は、各々の役割・責任・権限に基づき、経営目標、中長期計画の達成に向けて、これらの全役員・従業員への周知徹底、実行指示及び効率的な業務執行の監督を行う。また、経営目標、中長期計画に基づく各部門の目標達成の進捗状況については、グループ業績・戦略検討会等において報告を求め、管理する。
- ③全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、グループ経営会議、グループ戦略会議等を有効に活用し、取締役会の意思決定に資するものとする。

V. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ①社長及び統括部長はグループ各社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- ②社長及び統括部長はグループ各社に対し、グループ業績・戦略検討会、関連事業社長会議、SS事業社長会議等を通じて業務報告を求め、適正な業務執行を監督する。

- ③内部監査室が、グループ各社の日常業務について、内部監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。
 - ④コンプライアンス委員会は、グループ各社にコンプライアンス推進担当部門、担当者を設置し、会議体の活用により、グループ全社におけるコンプライアンス経営を統制する。
 - ⑤当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められる場合には、グループ各社は、監査役又はコンプライアンス委員会に報告するものとし、監査役又はコンプライアンス委員会は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、2号)
- ①監査役職務の補助は、専任の監査役付スタッフがこれを担当する。
 - ②監査役付スタッフの任命、異動については、社内監査役との協議の上行う。
 - ③監査役付スタッフの人事考課は、社内監査役との協議の上行う。
- VII. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号、4号)
- ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて役員・従業員にその説明を求めることができる。
 - ③内部監査室は、監査役から依頼又は請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、その他の業務を行う。
 - ④監査役会は、監査役監査の環境整備、代表取締役との関係強化、監査役監査の経営に対するフィードバックのため、「監査役会規程」に則り、代表取締役との定期的会合等を持つ。

(2)株式会社の支配に関する基本方針

I. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、これを向上していくことを可能とする者であることが必要であるものと考えております。

当社は、当社が上場会社であることから、当社の株主の在り方については、一般的には金融商品取引所における自由な市場取引を通じて決まるものであり、特定の株主又は特定の株主グループによって当社株式の一定規模以上の取得行為（以下「大量取得行為」といいます。）が行われる場合であっても、当該大量取得行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、これに応じるか否かについては、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得行為の中には、その目的等からして当社グループの企業価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆さまに当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆さまが大量取得者の提案内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社グループの企業価値を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者（以下「大量取得者」といいます。）は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、当社は、このような大量取得行為に対しては、大量取得者による情報提供並びに当社取締役会による検討及び評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止するため、当社取締役会及び株主の皆さまが大量取得者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することこそが、株主の皆さまから当社経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、大丸・松坂屋の創業以来、その企業理念、伝統精神である「先義後利（義を先にして利を後にする者は栄える）」、「諸悪莫作 衆善奉行（諸悪をなすなかれ、多くの善行を行え）」、「人の利するところにおいて、われも利する」に基づき、永年にわたって呉服商、百貨店業を営んでまいりました。

当社は、当社グループの企業価値の源泉は、これらの理念、精神に基づくことにより築き上げられてきた、お客さま及び社会との信頼関係にあるものと考えております。

そこで、当社は、これらの理念、精神に共通する「お客さま第一主義」、「社会への貢献」を体現するため、当社グループの基本理念として「時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客さまの期待を超えるご満足の実現を目指す」、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指す」ことを掲げ、この基本理念に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資するため、当社グループのビジョンである「百貨店事業を核とした、質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位の確立」を目指し、さまざまな施策に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、現在のところ、大量取得者が出現した場合の具体的な取組み、いわゆる買収防衛策について特にこれを定めてはおりません。

しかしながら、大量取得者が出現した場合には、当社グループの企業価値の毀損を防止するため、大量取得者の属性、大量取得行為の目的、大量取得者が提案する財務及び事業の方針、株主の皆さま及び当社グループのお客さま・お取引先さま・従業員・当社グループを取り巻く地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針など、大量取得者に関するこれらの情報を把握した上で、当該大量取得行為が当社グループの企業価値に及ぼす影響を慎重に検討する必要があるものと考えます。

したがって、このような場合には、当社は、当社社内取締役から独立した立場にある社外役員及び有識者をメンバーとする独立委員会を設置し、その勧告意見を踏まえた上で、当該大量取得者が前記の基本方針に照らして不適切な者であると判断されるときは、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する所存であります。

Ⅳ. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社グループで策定するさまざまな施策は、当社グループの基本理念に基づいて策定されており、当社グループの企業価値の源泉であるお客さま及び社会との信頼関係の更なる構築を目指すものであります。したがって、これらの施策は、基本方針の内容に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

また、基本方針に照らして不適切な者であると判断される大量取得者に対して必要かつ相当な対抗措置を講じることについては、当社社内取締役からの独立性が確保されている独立委員会の勧告意見を踏まえて判断することにより、その判断の公正性・中立性・合理性が担保されており、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないとともに、当社の会社役員の地位の維持をその目的とするものではないと考えております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、キャッシュ・フローの動向等を勘案し、連結配当性向30%を目処に適切な利益還元を行うことを基本方針としております。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行などを目的として自己株式の取得も適宜検討してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成24年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	149,240	流動負債	267,676
現金及び預金	24,204	支払手形及び買掛金	74,616
受取手形及び売掛金	54,720	短期借入金	58,940
有価証券	1,769	コマーシャル・ペーパー	9,998
たな卸資産	28,070	未払法人税等	4,657
繰延税金資産	12,457	前受金	17,032
その他	28,594	商品券	39,374
貸倒引当金	△575	賞与引当金	6,174
		役員賞与引当金	154
		販売促進引当金	340
		商品券等回収損失引当金	10,322
		事業整理損失引当金	1,097
		その他	44,967
固定資産	618,302	固定負債	157,305
有形固定資産	495,944	長期借入金	37,087
建物及び構築物	138,968	繰延税金負債	83,257
土地	353,713	退職給付引当金	25,022
建設仮勘定	445	役員退職慰労引当金	62
その他	2,817	のれん	1,163
無形固定資産	17,694	その他	10,712
その他の資産	17,694		
投資その他の資産	104,664	(純資産の部)	(342,561)
投資有価証券	33,983	株主資本	333,764
長期貸付金	1,442	資本金	30,000
敷金及び保証金	48,938	資本剰余金	209,598
繰延税金資産	4,687	利益剰余金	100,133
その他	18,525	自己株式	△5,967
貸倒引当金	△2,913	その他の包括利益累計額	△847
		その他有価証券評価差額金	△827
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	△18
		新株予約権	99
		少数株主持分	9,544
資産合計	767,543	負債純資産合計	767,543

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
商品売上高	934,453	
不動産賃貸料収入	6,961	941,415
売上原価		
商品売上原価	711,554	
不動産賃貸原価	3,213	714,768
売上総利益		226,646
販売費及び一般管理費		205,052
営業利益		21,594
営業外収益		
受取利息	343	
受取配当金	465	
持分法による投資利益	228	
その他の	6,502	7,539
営業外費用		
支払利息	1,536	
その他の	4,655	6,192
経常利益		22,941
特別利益		
固定資産売却益	1,795	
投資有価証券売却益	138	
事業整理損失引当金戻入額	400	
その他の	277	2,611
特別損失		
固定資産売却損	715	
固定資産処分損	1,487	
投資有価証券評価損	1,519	
減損損失	794	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,254	
事業整理損	532	
その他の	1,535	8,839
税金等調整前当期純利益		16,714
法人税、住民税及び事業税	6,247	
法人税等調整額	△8,926	△2,678
少数株主損益調整前当期純利益		19,392
少数株主利益		587
当期純利益		18,804

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
平成23年2月28日残高	30,000	209,605	84,895	△5,976	318,523	△477	△12	—	△490	115	9,093	327,242
連結会計年度中の変動額												
剰余金の配当			△3,701		△3,701							△3,701
新規連結に伴う増加高			135		135							135
当期純利益			18,804		18,804							18,804
自己株式の取得				△18	△18							△18
自己株式の処分		△6		26	20							20
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△349	11	△18	△357	△15	450	77
連結会計年度中の変動額合計	—	△6	15,238	8	15,240	△349	11	△18	△357	△15	450	15,318
平成24年2月29日残高	30,000	209,598	100,133	△5,967	333,764	△827	△1	△18	△847	99	9,544	342,561

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[ご参考]

連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,365
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,781
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,872
現金及び現金同等物に係る換算差額	1
現金及び現金同等物の増減額	△9,286
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	286
現金及び現金同等物の期首残高	33,204
現金及び現金同等物の期末残高	24,204

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(平成24年2月29日現在)

現金及び預金勘定	24,204百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△0百万円
現金及び現金同等物の期末残高	24,204百万円

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1)連結子会社 23社 (株式会社大丸松坂屋百貨店、株式会社博多大丸、株式会社ピーコックストア、大丸興業株式会社 他)

大丸興業株式会社の子会社である大丸興業(タイランド)株式会社は、平成24年1月4日付で新たに設立したことから、また、大丸興業国際貿易(上海)有限公司は、重要性の観点から、当連結会計年度よりそれぞれ連結の範囲に含めております。なお、株式会社大丸ホームショッピングは、平成23年3月1日付で社名を株式会社JFRオンラインに変更しております。

- (2)非連結子会社 5社 (博多大丸友の会株式会社、株式会社下関大丸友の会 他)

非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

関連会社 6社 (株式会社スタイリングライフ・ホールディングス、株式会社白青舎、株式会社心斎橋共同センタービルディング、八重洲地下街株式会社、株式会社JPロジサービス、若宮大通駐車場株式会社)

株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、平成23年3月30日付及び平成23年4月28日付で株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

- (2)持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社 5社 (博多大丸友の会株式会社、株式会社下関大丸友の会 他)

関連会社 1社 (有限会社五光)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大丸興業(タイランド)株式会社及び大丸興業国際貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ 時価法

③たな卸資産 主として売価還元法による低価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未引換額に対し、過去の回収実績率に基づく将来の利用見込額を計上しております。

⑤商品券等回収損失引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑥事業整理損失引当金

関係会社の事業整理及び店舗閉鎖に伴う損失に備えるため、所要額を計上しております。

⑦退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑧役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。

(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引
ヘッジ対象：外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息

③ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎連結会計年度末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生以後5年間で均等償却しており、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

(7)消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更の注記)

1. 会計処理基準に関する事項の変更

(1)「資産除去債務に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益が173百万円、税金等調整前当期純利益が1,981百万円それぞれ減少しております。

(2)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。なお、これによる損益への影響はありません。

(3)「企業結合に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

2. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が増したため、区分掲記しました。なお、前連結会計年度において特別損失の「その他」に含まれる「固定資産売却損」の金額は28百万円であります。

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企

業会計基準第22号（平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

3. 追加情報

（法人税率の変更等による影響）

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成25年3月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.6%から38.0%に変更されます。また、平成28年3月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.6%から35.6%に変更されます。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（流動）が179百万円、繰延税金資産（固定）が372百万円、繰延税金負債（固定）が11,616百万円、再評価に係る繰延税金負債が183百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金（借方）が93百万円、法人税等調整額（貸方）が11,341百万円それぞれ増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	233,579百万円
2. 担保に供している資産	
建物及び構築物	12,991百万円
土地	12,612百万円
投資有価証券	237百万円
担保に係る債務の金額	9,751百万円

3. 保証債務残高	
従業員住宅他融資の保証	32百万円
株式会社SDS企画（株式会社下関大丸の子会社）リース契約保証	14百万円
計	46百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	536,238,328株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)
平成23年4月12日 取締役会	普通株式	1,850
平成23年10月11日 取締役会	普通株式	1,850
1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
3.50	平成23年2月28日	平成23年5月9日
3.50	平成23年8月31日	平成23年11月9日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	
平成24年4月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	
配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2,379	4.50	平成24年2月29日	平成24年5月7日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	1,138,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金及び債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入、コマーシャル・ペーパー発行、社債発行及び債権流動化等による方針です。デリバティブは、外貨建金銭債権債務の為替変動リスク及び借入金、社債の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、敷金及び保証金は主に店舗の賃借に伴うもので、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに、株式の保有状況についても継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には外貨建てのものがあり為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化等は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のもの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、個別取引ごとのヘッジ効果を定期的に検証しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの

利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とのコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2) 参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1)現金及び預金	25,604	25,604	-
(2)受取手形及び売掛金	54,720	54,720	-
(3)有価証券及び投資有価証券			
①その他有価証券	18,722	18,722	-
②関連会社株式	1,293	532	△761
(4)敷金及び保証金	43,551	38,008	△5,542
(5)支払手形及び買掛金	(74,616)	(74,616)	-
(6)短期借入金	(16,551)	(16,551)	-
(7)コマーシャル・ペーパー	(9,998)	(9,998)	-
(8)長期借入金	(79,476)	(80,689)	1,212
(9)デリバティブ取引(※2)	(76)	(76)	-

(※1) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、(1)現金及び預金には1年超の定期預金を含めております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内回収予定の敷金及び保証金を含めております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)短期借入金並びに(7)コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、そのうちの一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(9)デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金及び売掛金・買掛金の時価に含めて記載しております。(上記(8)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 非上場株式(連結貸借対照表計上額15,737百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

敷金及び保証金の一部(連結貸借対照表計上額8,683百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等が極めて困難と認められることから、時価算定の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のビル(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
118,993	110,551

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額等であり、その他の物件については指標等を用いて自社で調整を行った金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 629円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円57銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

株式会社パルコの株式取得（持分法適用関連会社化）について

株式会社パルコの株式取得について、平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づき、森トラスト株式会社と平成24年2月24日付で株式譲渡契約を締結し、平成24年3月23日に株式を取得いたしました。

1. 株式取得の目的

J・フロントリテイリンググループ（以下「当社グループ」といいます。）は、百貨店事業を核とした質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位確立を目指しております。

グループの中核事業である百貨店事業では、業態革新を目指す新百貨店モデルを通じて、マーケット変化に対応した従来の枠にとらわれない新しい百貨店ビジネスモデルの構築に取り組んでおります。加えて、グループとしての成長力向上に向け、複数の事業を展開するマルチリテイラーとしての発展を目指しております。

今回、当社が株式を取得した株式会社パルコ（東京証券取引所市場第1部：8251）（以下「パルコ社」といいます。）は、心豊かな生活提案をする「都市のライフスタイルプロデューサー」をビジョンに、首都圏をはじめ、名古屋、札幌、福岡などの全国主要都市を中心に商業施設「PARCO」を展開し、先進的かつ文化性にあふれた都市型商業施設の開発・運営において優れた事業ノウハウを有しております。

当社グループは、都市型商業施設の開発・運営という事業領域で優れたノウハウを有するパルコ社との連携を今後深めることで、百貨店ビジネスモデルの変革を加速し競争力強化をはかるとともに、様々な業種・業態を展開する小売グループとして、グループ全体の成長力向上をはかることができると考えています。

また、両社とともに高質で付加価値の高い小売ビジネスを指向しているとともに、対象とする顧客層のグレードやテイストも類似していることから、今後、両社の店舗基盤、顧客基盤を有効に活用し相乗効果を最大限に創出していくことで、相互の企業価値向上に取り組んでまいります。

2. 株式取得の対象会社の概要

(1)名称	株式会社パルコ
(2)所在地	東京都豊島区南池袋一丁目28番2号
(3)代表者の役職・氏名	代表執行役社長 牧山 浩三
(4)事業内容	ショッピングセンター事業、専門店事業、総合空間事業、その他の事業
(5)資本金	26,867百万円

3. 株式取得の相手先の概要

(1)名称	森トラスト株式会社
(2)所在地	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森 章
(4)事業内容	都市開発、ホテルの経営および投資事業

4. 株式取得前後の所有株式数、所有割合、取得価額

(1)取得前所有株式数	0株（所有割合0.00%）
(2)取得株式数	27,400千株（取得価額30,140百万円）
(3)取得後所有株式数	27,400千株（所有割合33.22%）

■ ■ ■ | 計算書類

貸借対照表 (平成24年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,057	流動負債	23,701
現金及び預金	7,092	短期借入金	13,180
関係会社短期貸付金	16,806	コマーシャル・ペーパー	9,998
繰延税金資産	177	未払費用	131
その他	980	未払法人税等	95
		賞与引当金	104
固定資産	297,237	役員賞与引当金	50
有形固定資産	93	その他	141
建物及び構築物	93	固定負債	14,009
その他	0	長期借入金	14,000
		その他	9
無形固定資産	37	(純資産の部)	
ソフトウェア	34	株主資本	284,484
その他	3	資本金	30,000
投資その他の資産	297,106	資本剰余金	247,124
投資有価証券	37	資本準備金	7,500
関係会社株式	285,979	その他資本剰余金	239,624
関係会社長期貸付金	10,800	利益剰余金	12,478
繰延税金資産	108	その他利益剰余金	12,478
その他	180	繰越利益剰余金	12,478
		自己株式	△5,117
		新株予約権	99
		新株予約権	99
資産合計	322,295	負債純資産合計	322,295

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	4,708	
経営指導料	2,436	7,144
一般管理費		2,236
営業利益		4,907
営業外収益		
受取利息	175	
その他	10	186
営業外費用		
支払利息	153	
その他	69	222
経常利益		4,871
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	6	
災害による損失	30	36
税引前当期純利益		4,834
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	81	89
当期純利益		4,745

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金				
				繰越利益 剰余金				
平成23年2月28日残高	30,000	7,500	239,626	11,434	△5,124	283,436	115	283,551
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△3,701		△3,701		△3,701
当期純利益				4,745		4,745		4,745
自己株式の取得					△16	△16		△16
自己株式の処分			△2		22	20		20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△15	△15
事業年度中の変動額合計	-	-	△2	1,043	6	1,048	△15	1,032
平成24年2月29日残高	30,000	7,500	239,624	12,478	△5,117	284,484	99	284,584

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
-----	---------------------------------

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物	定額法
その他	定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法	ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
-----	--

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

「資産除去債務に関する会計基準」の適用
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益が1百万円、税引前当期純利益が8百万円それぞれ減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	51百万円
2. 保証債務残高	
株式会社大丸松坂屋百貨店 取引先からの要請に基づく顧客からの 預かり旅行代金に対する保証	13百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	7,144百万円
一般管理費	115百万円
営業取引以外の取引高	181百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	536,238,328株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	7,436,822株

(税効果会計に関する注記)

(追加情報)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成25年3月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.6%から38.0%に変更されます。また、平成28年3月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.6%から35.6%に変更されます。

この変更により、当事業年度の固定資産の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7百万円減少し、法人税等調整額(借方)が7百万円増加しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	42百万円
未払保険料	6百万円
未払事業税	32百万円
税務上の繰越欠損金	186百万円
その他	18百万円
繰延税金資産合計	286百万円

繰延税金負債	
その他	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円

繰延税金資産の純額 285百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	177百万円
固定資産－繰延税金資産	108百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)(貸借対照表に計上したものを除く)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4百万円	0百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	0百万円
1年超	—
合計	0百万円

(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	0百万円
減価償却費相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等 (単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
子会社	株式会社 大丸松坂屋百貨店	直接 100%	役員兼任 経営指導
子会社	株式会社JFR オフィスサポート	直接 100%	役員兼任 経営指導

取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
経営指導料の受取(注1)	1,910	—	—
資金の貸付(注2)	10,000	長期貸付金	10,000
利息の受取(注2)	107	—	—
債務保証の実施(注3)	13	—	—
経営指導料の受取(注1)	5	—	—
資金の貸付(注2)	14,529	短期貸付金	16,606
利息の受取(注2)	53	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注3) 取引先からの要請に基づき、顧客からの預かり旅行代金に対し、必要と認められる保証を行っております。
- (注4) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	537円98銭
2. 1株当たり当期純利益	8円97銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式会社パルコの株式取得(持分法適用関連会社化)について

株式会社パルコの株式取得について、平成24年2月24日開催の取締役会決議に基づき、森トラスト株式会社と平成24年2月24日付で株式譲渡契約を締結し、平成24年3月23日に株式を取得いたしました。

1. 株式取得の目的

J.フロントリテイリンググループ(以下「当社グループ」といいます。)は、百貨店事業を核とした質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位確立を目指しております。グループの中核事業である百貨店事業では、業態革新を目指す新百貨店モデルを通じて、マーケット変化に対応した従来

の枠にとらわれない新しい百貨店ビジネスモデルの構築に取り組んでおります。加えて、グループとしての成長力向上に向け、複数の事業を展開するマルチリテイラーとしての発展を目指しております。

今回、当社が株式を取得した株式会社パルコ(東京証券取引所市場第一部:8251)(以下「パルコ社」といいます。)は、心豊かな生活提案をする「都市のライフスタイルプロデューサー」をビジョンに、首都圏をはじめ、名古屋、札幌、福岡などの全国主要都市を中心に商業施設「PARCO」を展開し、先進的かつ文化性にあふれた都市型商業施設の開発・運営において優れた事業ノウハウを有しております。

当社グループは、都市型商業施設の開発・運営という事業領域で優れたノウハウを有するパルコ社との連携を今後深めることで、百貨店ビジネスモデルの変革を加速し競争力強化をはかるとともに、様々な業種・業態を展開する小売グループとして、グループ全体の成長力向上をはかることができると考えています。

また、両社とともに高質で付加価値の高い小売ビジネスを指向しているとともに、対象とする顧客層のグレードやテイストも類似していることから、今後、両社の店舗基盤、顧客基盤を有効に活用し相乗効果を最大限に創出していくことで、相互の企業価値向上に取り組んでまいります。

2. 株式取得の対象会社の概要

(1)名称	株式会社パルコ
(2)所在地	東京都豊島区南池袋一丁目28番2号
(3)代表者の役職・氏名	代表執行役社長 牧山 浩三
(4)事業内容	ショッピングセンター事業、専門店事業、総合空間事業、その他の事業
(5)資本金	26,867百万円

3. 株式取得の相手先の概要

(1)名称	森トラスト株式会社
(2)所在地	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森 章
(4)事業内容	都市開発、ホテルの経営および投資事業

4. 株式取得前後の所有株式数、所有割合、取得価額

(1)取得前所有株式数	0株(所有割合0.00%)
(2)取得株式数	27,400千株(取得価額30,140百万円)
(3)取得後所有株式数	27,400千株(所有割合33.22%)

独立監査人の監査報告書

平成24年4月7日

J.フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 豊	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 健次	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松岡 和雄	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押谷 崇雄	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年4月7日

J.フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 豊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 健次	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松岡 和雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押谷 崇雄	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事

業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年4月9日

J.フロント リテイリング株式会社 監査役会

常勤監査役	荒井健治	㊟
常勤監査役	西浜 確	㊟
社外監査役	鶴田六郎	㊟
社外監査役	野村明雄	㊟
社外監査役	夏目和良	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

おく だ つとむ
奥 田 務

(昭和14年10月14日生)

■所有する当社の株式の数
112,400株

■当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和39年4月	株式会社大丸入社
平成3年9月	株式会社大丸オーストラリア マネジングダイレクター
平成7年5月	株式会社大丸取締役
平成8年5月	同社常務取締役
平成9年3月	同社取締役社長
平成13年9月	同社本社百貨店業務本部長 兼本社札幌出店計画室長 兼本社業務改革推進室長
平成15年3月	同社グループ本社百貨店事業本部長
平成15年5月	同社代表取締役会長兼最高経営責任者
平成18年6月	株式会社大阪証券取引所社外取締役（現任）
平成18年6月	株式会社りそなホールディングス社外取締役（現任）
平成19年9月	同社代表取締役社長兼最高経営責任者 同社百貨店事業政策部長
平成22年3月	同社代表取締役会長兼最高経営責任者（現任）

2

さ むら しゅん いち
茶 村 俊 一

(昭和21年1月31日生)

■所有する当社の株式の数
109,200株

■当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和44年3月	株式会社松坂屋入社
平成10年5月	同社静岡店長
平成11年5月	同社取締役 名古屋事業部長兼名古屋店長
平成12年5月	同社常務取締役
平成14年5月	同社専務取締役
平成15年5月	同社本社営業本部長
平成16年5月	同社代表取締役 同社専務執行役員本社経営企画室長
平成16年9月	同社本社経営企画室長兼内務業務改革室長
平成18年3月	株式会社松坂屋本社経営企画室長
平成18年5月	同社社長執行役員
平成18年9月	株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長
平成19年5月	株式会社松坂屋営業統括本部長
平成19年9月	同社取締役 当社銀座再開発担当 株式会社大丸取締役
平成20年5月	株式会社松坂屋代表取締役社長
平成22年3月	同社代表取締役社長（現任）

3

やまもと りょういち
山本良一

(昭和26年3月27日生)

- 所有する当社の株式の数
91,600株
- 当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和48年4月	株式会社大丸入社
平成13年2月	同社理事 本社百貨店業務本部営業改革推進室長兼営業企画室長
平成15年3月	同社グループ本社百貨店事業本部商品ネットワーク推進部長
平成15年5月	同社代表取締役社長兼最高執行責任者 兼グループ本社百貨店事業本部長
平成17年3月	同社グループ本社首都圏新規事業開発室長
平成19年1月	同社グループ本社百貨店事業本部梅田新店計画室長
平成19年9月	当社取締役(現任) 当社営業改革・外商改革推進担当 株式会社大丸本社百貨店事業本部長兼梅田新店計画室長 株式会社松坂屋取締役
平成20年3月	株式会社大丸本社営業本部長
平成22年3月	株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長(現任)

4

つかだ ひろと
塚田博人

(昭和23年3月1日生)

- 所有する当社の株式の数
54,800株
- 当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和45年4月	株式会社大丸入社
平成11年1月	同社理事 京都店長
平成13年5月	同社取締役
平成15年3月	同社グループ本社経営計画本部経営企画部長
平成15年5月	同社取締役退任 同社執行役員
平成17年5月	同社取締役兼執行役員 グループ本社経営計画本部長
平成18年1月	同社グループ本社梅田新店計画室長
平成19年3月	同社グループ本社統合準備推進室長
平成19年5月	同社常務執行役員
平成19年9月	当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 経営計画本部長兼銀座再開発副担当
平成22年3月	当社経営計画事業統括部長(現任)

5

はやし とし やす
林俊保

(昭和24年2月12日生)

- 所有する当社の株式の数
33,000株
- 当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和47年3月	株式会社松坂屋入社
平成15年5月	同社本社財務部長代理
平成18年5月	同社執行役員財務経理部長
平成18年9月	株式会社松坂屋ホールディングス執行役員財務室長 株式会社松坂屋執行役員財務経理部長
平成19年5月	株式会社松坂屋取締役執行役員財務経理部長
平成20年3月	同社事務サポート部長兼財務部長
平成20年9月	同社業務統括室副室長(財務担当)
平成21年1月	同社業務統括室長 株式会社大丸取締役
平成22年3月	当社執行役員 業務統括部長(現任)
平成22年5月	当社取締役(現任)兼執行役員
平成23年3月	株式会社白洋舎社外取締役(現任)
平成23年5月	当社常務執行役員(現任)

6

社外
取締役
候補者

たか やま つよし
高 山 剛

(昭和11年7月30日生)

- 所有する当社の株式の数
14,000株
- 当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和35年4月	大同製鋼株式会社入社
平成2年6月	大同特殊鋼株式会社取締役
平成4年6月	同社常務取締役
平成6年6月	同社専務取締役
平成8年6月	同社代表取締役副社長
平成10年6月	同社代表取締役社長
平成16年6月	同社代表取締役会長
平成18年5月	株式会社松坂屋社外取締役
平成18年9月	株式会社松坂屋ホールディングス社外取締役
平成19年9月	当社社外取締役（現任）
平成21年6月	大同特殊鋼株式会社相談役（現任）

【社外取締役候補者に関する特記事項】

- ・高山剛氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、高い見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断いたしました。
- ・同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって約4年9ヶ月であります。
- ・同氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。

7

新任
候補者

社外
取締役
候補者

たちばな さきえ
橘・フクシマ・咲江

(昭和24年9月10日生)

- 所有する当社の株式の数
0株
- 当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和55年6月	ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社
昭和62年9月	ペイン・アンド・カンパニー株式会社入社
平成3年8月	コーン・フェリー・インターナショナル株式会社日本支社プリンシパル
平成5年6月	同社パートナー
平成7年5月	同社米国本社取締役
平成12年9月	同社日本担当社長・米国本社取締役
平成13年5月	同社日本担当代表取締役社長・米国本社取締役
平成19年9月	同社日本担当代表取締役社長
平成21年5月	同社日本担当代表取締役会長
平成22年3月	株式会社ブリヂストン社外取締役（現任）
平成22年7月	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長（現任）
平成22年8月	コーン・フェリー・インターナショナル株式会社 アジア・パシフィック・シニアアドバイザー
平成23年6月	味の素株式会社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者に関する特記事項】

- ・橘・フクシマ・咲江氏は、グローバルな視野を持つ人材の活用、国内外企業の経営戦略策定に関する豊富な知識、経験、高い見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断いたしました。
- ・同氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出を予定しております。

第2号議案 平成23年度役員賞与支給の件

当期の業績、その他諸般の状況を総合的に勘案し、当期末時点における取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査役5名に対し、役員賞与金を総額50,000,000円以内（うち、社外取締役分6,000,000円以内、監査役分10,000,000円以内）で支給いたしたいと存じます。各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることといたします。

なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【 議決権行使についてのご案内 】

【郵送による議決権のご行使】

株主総会参考書類（46頁から49頁）をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、平成24年5月23日（水曜日）18時までに到着するよう折り返しご送付ください。

【インターネットによる議決権のご行使】

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、株主総会参考書類（46頁から49頁）をご検討くださいませ、画面の案内に従って、平成24年5月23日（水曜日）18時までに賛否をご入力ください。

1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【当日株主総会にご出席の場合】

・議決権行使書のご郵送またはインターネットによる議決権行使はいずれも不要です。

【当日ご出席願えない場合】

- ・議決権行使書をご郵送される場合は、インターネットによる議決権行使は不要です。
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書のご郵送は不要です。

（当日大阪・名古屋の中継会場にご来場の場合）

中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。つきましては、【当日ご出席願えない場合】と同様に、議決権行使書もしくはインターネットいずれかの方法により、あらかじめ議決権行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1)インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2)パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、OS・ブラウザ等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) i モード、EZweb、Yahoo!ケータイのサービスを通じた議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信 (SSL通信) 及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4)インターネットによる議決権行使は、平成24年5月23日 (水曜日) の18時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
※「i モード」は (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI (株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1)議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2)株主さま以外の第三者による不正アクセス (“なりすまし”) や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等) は、株主さまのご負担となります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
(通話料無料) 0120-173-027 (受付時間9:00~21:00)

《機関投資家の皆さまへ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

第5期定時株主総会 会場のご案内

会場

東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピアホール

交通のご案内

JR線 浜松町駅 北口 >>> 徒歩7分

東京モノレール 浜松町駅 中央口
>>> 徒歩9分

都営地下鉄 大門駅 B1出口
>>> 徒歩8分

東京臨海新交通 ゆりかもめ 竹芝駅 出入口2
>>> 徒歩2分



見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。